

議題2 学区外通学制度案への意見交換について

第1回検討委員会で、事務局から説明させていただきました学区外通学の新制度の2つの案について、児童・生徒・保護者や地域に与える影響等を考えながら、委員の皆様からご意見をいただき、今後の学区外通学の新制度の策定の際に参考にしたいと考えております。

1 学区外通学制度の事務局案について

(1) 通学先の配慮

- ・学校の統合等により転校を繰り返す児童・生徒への配慮
- ➡学区が変更となり通学すべき学校が変更となった場合、変更前と変更後のいずれかの学区の学校への通学を希望できる。
(対象時期や対象学年、対象地域を限定)

(2) 通学距離の配慮

- ・学校の統合等により通学が遠距離となる児童への配慮
- ➡学区の統合により、指定校までの通学が遠距離となる場合は、指定校より近い隣接学区の学校を希望できる。
(対象時期や対象学年、対象地域を限定。受入人数に上限を設ける。)

2 意見交換の流れ

- (1) 第2回検討委員会前日まで…ご自宅等で「ご意見カード」にご意見を記入してください。記入済みのご意見カードを当日ご持参ください。
(添付ファイルを送らせていただけるPCのメールアドレスを教えてください、当日までにメール等でやり取りする方法もご用意いたします。)
 - (2) 第2回検討委員会当日…ご意見カードをご提出いただき、事務局で分類の上、発表させていただきます。必要に応じてご意見をいただいた委員に補足説明をいただきます。
 - (3) ご意見カードの発表後…あらかじめ白紙の「ご意見カード」をご用意しておきますので、追加のご意見等がある場合は、ご記入の上発表してください。(検討委員会委員長の許可または指名を受けてからご発言ください。)
- ※ご欠席の場合…第2回検討委員会前日までに事務局に記入済みのご意見カードをご提出いただければ、事務局からご意見カードを発表します。
- (4) 検討委員会終了後…ご提出いただいたご意見カードと会議録をもとに、ご意見を分類集約した結果を次回の検討委員会で報告いたします。